規約見本例（R8.11.1 更新版）

※本様式の活用は任意だが、以下の規約見本例における網掛け部分の内容については、**必ず規約に盛り込むこと。**

（例）

○○○○○クラブ規約

第１章　総則

（名称）

第１条　本クラブは、○○○○○クラブと称する。

（目的）

第２条 本クラブは、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現と、持続可能な活動環境の構築を目指す。そのため、クラブ員の○○○競技を「楽しみたい」、「上手になりたい」、「仲間や地域の方との交流を深めたい」という思いを大切にし、活動することを目的とする。→認定要件①

（活動）

第３条　本クラブは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

（１）クラブ員の活動に必要な活動場所の確保（活動の主な拠点は浜松市内である）→認定要件②

（２）クラブ員や保護者にとって過度な負担にならない活動計画の立案（活動日は一週間のうち土日及び休日のいずれか１日を基本とする）→認定要件①

（３）活動計画に沿った練習や大会への参加、研修等

（４）クラブ員及び保護者、地域との交流を図るための交流会等

（５）その他、本クラブの目的を達成するために必要な活動

第２章　構成員

（クラブ員）

第４条　本クラブのクラブ員は、（○○中学校、□□中学校に在籍し、）本クラブの目的に賛同する者で構成し、各自の意志・判断で加入する。

２　浜松市立○○中学校に在籍する生徒、浜松市内に在住の生徒、浜松市の私立・県立・国立中学校に通学する生徒で、本クラブの目的に賛同する者について、加入を認める。

３　小学生や高校生、大人も含め、障がいの有無に関わらずクラブへ加入し活動することができる。→認定要件①

４　クラブ員の中心が中学生となる団体である。

（指導・監督者）
第５条　第３条（３）の活動を行うために２人以上の指導者をおく。→認定要件②
２　指導者は、代表者が委嘱する。
（構成員の資格）
第６条　本クラブの構成員登録は、年度毎に更新する。
２　年度途中の参加・脱退については、構成員各自の申し出により、代表者を中心に協議する。
３　構成員にクラブの目的達成を阻害する言動等が見られた場合、その者を代表者の権限において除名することができる。

第３章　役員
（種類及び定数）
第７条　本クラブに次の役員を置く。
（１）代表者　１名　（２）副代表　若干名　（３）会計　１名　（４）監査　若干名
２　（１）代表者（３）会計は必ず置くものとする。（２）副代表と（４）監査については、必要に応じて置くものとする。
（顧問）
第８条　本クラブに、必要に応じて、地域の有識者や○○○競技団体関係者等の顧問を置くことができる。
２　顧問は代表者が委嘱し、必要に応じて代表者の諮問に応じる。
（役員の選任）
第９条　代表者は、総会において決定する。
２　代表者と会計担当者は兼務することはできない。
（役員の職務）
第１０条　代表者は、本クラブの会務を総理する。
２　副代表は、代表を補佐し、代表者に事故があるときはその職務を代行する。
３　会計は、本クラブの会計事務を行い、公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制を整える。→認定要件④
４　監査は、本クラブの活動全般及び会計を監査する。
（役員の任期）
第１１条　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。
２　役員に事故があるとき、または、役員に本クラブの目的達成を阻害する言動等が見られた場合には、その職を解き役員代理を置く。役員代理の任期は、当該年度の末までとする。

第４章　会議

（会議の種類）

第１２条　本クラブに次の会議を置く。

（１）総会　（２）役員会

（会議の招集及び議事）

第１３条　本クラブの会議は代表者が招集し、クラブ員の保護者の２分の１以上の参加で成立する。会議の議決は、参加者の過半数をもって成立する。

（総会）

第１４条　本クラブの総会では、本規約の内容確認、規約の改廃等を扱うほか、クラブ員の保護者相互や地域との交流を図るものとする。

２　総会では、事業計画・報告、予算・決算、役員の選任・解任等、運営に関する事項を取り扱う。

（役員会）

第１５条　役員会は、総会に向けた準備等を行い、総会に提案すべき内容等を検討する。

第５章　事務局

（事務局の設置）

第１６条　本クラブの事務を処理するために事務局を設置し、複数名で事務処理にあたる。

第６章　財産および会計

（運営費用）

第１７条　本クラブの運営費用は、参加費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

２　本クラブの財産は本クラブに属し、クラブ会員ならびにその保護者個人に帰属しない。

３　クラブ員の参加費等は、月（年）〇〇〇〇円とする。

４　本クラブの会計年度は、毎年、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。

５　公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制を整え、次年度の５月末日までに収支報告書を浜松市に提出する。また、資金は返金しないものとする。→認定要件④

参加費等の額をクラブの実情で規約に記載しない場合は、別添で細則等の規定を作成し、提出するようにしてください。

第７章　事故・トラブル

（事故等の責任）

第１８条　クラブ員及び保護者は、本クラブの活動に際して、代表者・指導者・スタッフの指示に従い自己の責任において行動するものとする。

2　代表者・指導者・スタッフの指導の下で事故等が発生した場合は、クラブ員及び保護者の協力を得て、解決に向けてクラブとして速やかに対応する。

指導外、または指導に反した行為等による事故等については、本クラブは一切の責任を負わない。

（保険への加入）

第１９条　本クラブは、参加費等を使ってクラブ員全員をスポーツ傷害保険等に加入させることとする。この保険の適応範囲外の補償を求める可能性がある場合は、それぞれの保護者の判断で、クラブ員を別のスポーツ傷害保険等に加入させる。

2　指導中の事故等により、指導者の損害賠償責任が生じる可能性を踏まえ、参加費等により、指導者対象の「〇〇〇〇保険」に加入することとする。→認定要件⑤

3　本クラブは「浜松市学童等災害共済」制度の登録団体として適用されるよう、必要な手続きを行う。（←加入しない場合は削除すること。）

（指導者の研修）

第２０条　本クラブは指導者のコンプライアンス意識の徹底を図るために、浜松市が開催する研修に必ず参加し指導者の資質向上に努める。または、クラブでコンプライアンスに関わる研修会を開催したり、〇〇協会主催の研修会に参加したりし、指導者の資質向上に努める。→認定要件③

（構成員間のトラブル等）

第２１条　クラブ員同士、保護者同士のトラブル等については、前向きかつ生産的な解消を目指して、当事者同士で穏当に話し合いを進める。トラブルが、本クラブの活動に直接起因していない場合、本クラブは一切の責任を負わない。

2　クラブ員あるいはその保護者と指導者・スタッフ間の問題については、代表者や役員を窓口として健全に解決する。

第８章　雑則

（細則）

第２２条　本規約に定めのない事項や運営上必要な細則については役員会で検討し、総会で承認を得る。

（規約改正）

第２３条　本規約の改定は、随時行うことができる。改正内容は、役員会で検討し、総会で議決する。

附則

（施行期日）

1　本規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

施行日については、はまクル認定クラブとしての活動開始日ではなく、規約を作成し、総会等で了承を得て発足した日とします。